

重 要 事 項 説 明 書

1 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション プラザマアム
所在地	茨城県土浦市板谷 7-626-11
連絡先	029-869-7701
管理者名	研井 久美子
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	0860390178 号
サービス提供地域	土浦市、つくば市、かすみがうら市、阿見町

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前9:00 ~ 午後6:00
土曜日	午前9:00 ~ 午後6:00
定休日	日曜日、及び1月1日から1月3日

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1名	名	1名
看護師	正看護師	3名	5名	8名
理学療法士		名	名	名
作業療法士		名	名	名
言語聴覚士		名	名	名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : (訪問看護) 029-869-7701 (代表) 029-830-2206

担当部署: 訪問看護事業部

担当者: 研井 久美子

受付時間: 午前9:30~午後5:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

(1) 利用料金

別紙「利用料金表-1」及び「利用料金表-2」のとおりとします。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複 写 物	1 枚につき	2 0 円
ケアに使用した衛生材料		(実費)
死後の処置 (エンゼルケア)		2 2 , 0 0 0 円

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交 通 費	1 km につき	5 0 円
-------	----------	-------

(4) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の午後 1 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の午後 1 時までにご連絡がなかった場合	2,000 円

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 15 日までに請求しますので、請求月末日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 2 週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知すること
で、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難

いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただきます場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 虐待防止・身体拘束の適正化・BCP（業務継続計画）への取り組み

当事業所では、適切な運営を確保するため以下の措置を講じています。

- ・高齢者虐待防止の措置：虐待防止委員会を定期的に開催し、職員へ定期的な研修、指針の整備を行っています。
- ・身体拘束等の適正化：原則として身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。適正化のための指針を整備し、職員へ周知徹底しています。
- ・業務継続計画（BCP）の策定：感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスを継続するため、業務継続計画（BCP）を策定し、定期的な研修・訓練を実施しています。

7 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		